

第 4 編

学校における固定遊具の 事故防止対策のための留意点

第4編 学校における固定遊具の事故防止対策のための留意点

第1章 安全教育と安全管理の意義と重要性

東京学芸大学教職大学院教授 渡邊 正樹

1 学校安全の体系

学校安全は、子供たちの命を守る上で欠かすことのできない教育活動である。学校安全の目的は、「児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること」¹⁾である。この目的を実現するため、「児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す」安全教育と、「児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す」安全管理の2つの活動を相互に関連付けて組織的に行う必要がある。また、両者の活動を推進するため「校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携」による組織活動が加わって、学校安全は構成されている（図1）。

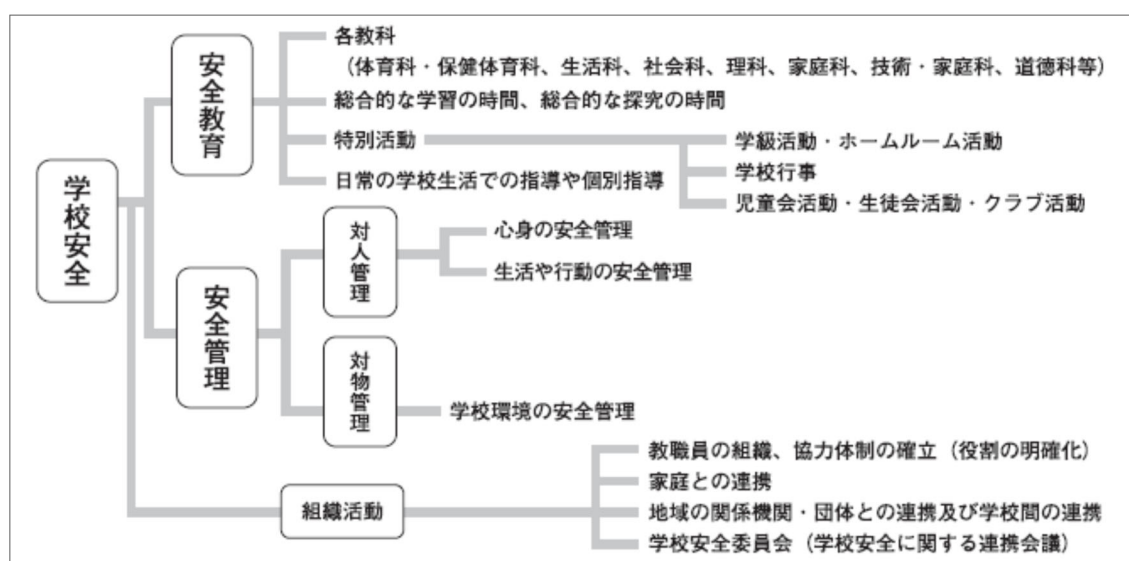


図1 学校安全の体系図^[1]

安全教育は、「児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成すること」を目指して行われる^[1]。安全教育は特定の教科ではないため、体育科、保健体育科などの各教科で進められるほか、特別活動の学級活動や学校行事でも行われるため、カリキュラムマネジメントが重要となる。

安全管理は、「事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した

場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ること」を目指して行われる^[1]。安全管理は、さらに児童生徒等の生活を対象として行う「対人管理」と、施設設備など学校環境の安全を図る「対物管理」に分かれる。

安全教育と安全管理は決して独立した活動ではなく、また分離することは困難である。両者を相互補完的に進めていくことがより高い効果を生む。例えば、安全管理における対人管理と安全教育には共通する内容が含まれる。安全管理では、単に教師が子供たちの生活を管理・統制するのではなく、安全教育としての働きかけを通して、子供たちの主体的な行動変容を図っていくことが重要である。

さらに、学校の常勤の教職員、非常勤の職員、保護者、地域住民、関係機関・団体が互いに連携を持ちながら進める組織活動も、学校安全には重要である。子供の安全を脅かす危険は学内外に数多く存在し、それらに適切に対応するためには、実効性の高い組織活動が不可欠となる。

2 固定遊具の安全に対する考え方

危険を表す用語に「ハザード」と「リスク」がある。遊具の「ハザード」としては、遊具が破損して釘が出ていたり、金属や木材が腐食していたりしていることが当てはまり、これらが直接事故原因となり得る。また、子供たちが遊ぶ時の服装、たとえばフード付きの服を着たり、カバンを首に掛けたりしてすべり台で遊ぶと、それが遊具に引っかかって、最悪窒息する可能性がある。これもまたハザードである。このようにハザードは安全管理、安全教育を通じて確実に排除していかなければならない。

しかし、「リスク」は単純ではない。固定遊具で遊ぶこと自体がリスクも含むため、全てのリスクを取り除くことは、その遊具を用いて遊ぶことを否定することにもつながる可能性がある。ただし、避けるべきリスクもある。例えば、雲ていの上を歩く、すべり台を下から登るなどの行為は、重大な事故の誘因となることもある。適切に点検が行われた固定遊具を、正しい方法で遊ぶことが、けがのリスクを軽減することになる。

固定遊具で遊ぶことで発生するけがをすべて防止することは現実的ではない。そのため、軽微なけがは子供たちの危険予測能力を高めて、重大な結果を防止することにつながるという考えもできるだろう。しかし、その軽微なけがはたまたま軽くて済んだものであり、場合によっては重篤なけがにつながった可能性があることも否定できない。そのため、教員らは固定遊具による事故がなぜ発生したのかを、けがの軽重に関わらず確認しておくことが必要である。それが安全管理、安全教育の改善、充実にとって重要な情報となる。

3 安全管理の法的根拠と実際

学校安全は、主に学校保健安全法に基づいて実施される。同法第 27 条では、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指

導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」とされ、「学校安全計画」の立案と実施が学校に義務付けられている。

同法第 28 条では、「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」とされ、校長の責務が示されている。なお、施設設備の安全確保のために行う安全点検は、学校保健安全法施行規則第 28 条において每学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行うことが義務づけられており、必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとされている。さらに、同施行規則第 29 条では、施設等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならないとされている。

もちろん、固定遊具の安全点検もこの中に含まれる。定期の点検は、必要に応じて専門業者も必要である。また教職員による固定遊具の日常的な点検は、毎日幼児児童が使用するために欠かすことはできない。

4 幼児、小学生への安全教育

ア 安全教育で育成すべき資質・能力と、安全教育の目標

幼児から児童にかけては、発育発達が著しい時期である。また、それは様々な事故の発生と無関係ではない。したがって、園・学校の固定遊具の使用についても、子供たちの発育発達を考慮して安全教育を進めていくことが肝要である。

安全教育で育成すべき資質・能力は、以下のように示されている^[1]。

(知識・技能)

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

また幼稚園及び小学校における安全教育の目標も次のように示されている。

幼稚園

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

小学校

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

固定遊具に関する安全教育は、以上の資質・能力や目標に従って実施することになる。

イ 幼児の心身の特徴と安全教育

幼児の身体面の特徴であるが、主な点は次のとおりである^[2]。

- ① 幼児期は第1発育急進期と第2発育急進期にはさまれ、身体発育では比較的安定して発育が進む時期である。
- ② 視機能や聴覚機能が発達し、完成に向かう時期である。
- ③ 身体運動に関して、神経系の発達が著しく、複数の機能による協応動作が発達する。

視力は乳児期に著しく発達するが、視力1.0以上まで安定してくるのは5、6歳ごろである。両眼立体視の能力もまた5歳ごろに完成する。また、聴覚機能で安全に関わる重要な能力は、音源定位すなわち音源の位置を判断する能力であるが、これもまた幼児期を通じて発達する。音源定位の能力は、危険を回避するために、的確に音源位置を判断することに役立つ。しかしながら、視機能や聴覚機能が発達しても、身長が低いことや、危険の経験が少ないことなどから危険の発見が遅れてしまうことがあり、大人の視点だけで対策を講じても、幼児の実態と乖離^{かいり}していることもしばしばある。

さらに、運動能力の発達もまた安全な行動をとる上で重要な要素である。特に、目を対象をとらえることと体の動きが協応する動きすなわち協応動作は、幼児期に急速に発達する。幼児期には発育発達とともに、物の扱いについて複数の機能を協調・統合させ、複雑な動作を取ることが可能になる。これは危険を回避するために重要な動作であるが、逆に様々な行動を同時にとることにもつながり、新たな危険を生み出す可能性も秘めている。

また、精神面での発達も著しく、言葉やイメージによる思考が可能となるため、言葉で危険を伝えたり、危険を示す図を使ったりすることが可能となる。

幼児期の固定遊具事故を防ぐためには、遊具の安全管理がまず必要であるが、安全教育もまた同時に進めていく必要がある。幼児期の安全教育では、具体的な事例をもとに指導を進める。遊具の安全な使い方、危険な場所での安全な行動、安全についての決まりの遵守などを学ぶ。また幼児自身のヒヤリ・ハット体験を活用したり、周囲の大人が安全な行動をとる模範となったりすることも効果的と考えられる。さらに、自分で危険

を発見したり、他者の事故やけがに遭遇した場合には、教員や親など信頼できる大人へできるだけ早く知らせることも重要な指導内容である。

ウ 小学生の心身の特徴と安全教育

小学生の低学年と高学年では、身体の特徴も心の状態も大きく異なる。個人差はもちろんあるが、心身の発育発達を考慮した適切な対応が求められる。小学校の6年間における発育発達は、大きな変化といえる。6歳の平均身長は女子115.6cm、男子116.5cmであるが、11歳では女子146.6cm、男子145.2cmである^[3]。特に10～12歳は第2発育急進期であり、身長に代表される発育のスパートがみられる。さらに運動能力の発達も進み、身体面の基礎が築かれる時期でもある。

しかし安全の視点からは、身体発育以上に心理社会面あるいは行動面の変化が重要である^[2]。幼児期とは大きく異なり、小学生では行動が質、量ともに変化する。小学生は規範意識が高く、大人による指導を率直に受け止める時期であり、ルールへの遵守に関する指導は比較的容易であると思われる。しかし、それに止まらず、発育発達とともに主体的に危険予測、回避することが求められる。小学生では、事故の原因と結果の関係すなわち因果関係の理解が高まり、多様な安全教育が可能となる。自分の経験を通じて身近な危険に気付くことから、徐々に危険や事故についての知識を増やしていく。さらに高学年児童では、自分自身の安全だけではなく、低学年児童など他者の安全にも配慮することが可能となる。安全な環境づくりに関心を持つことにも期待が持てる。自分自身が固定遊具を安全に使用することももちろんだが、他の児童への適切な指導も効果的と思われる。

参考文献

- [1] 文部科学省, 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育, 東京書籍, 2019
- [2] 渡邊正樹編著, 学校安全と危機管理三訂版, 大修館書店, 2020
- [3] 文部科学省, 令和元年度学校保健統計調査

第2章 固定遊具の安全教育、安全管理の留意点

I 安全教育、安全管理の留意点

1 小学校

全国学校安全教育研究会長（葛飾区立柴又小学校長） 木間 東平

（1）事故の傾向

固定遊具における事故で最も多いのは「落下」である。手を滑らせたり、バランスを崩したりして自らの誤りでの落下や他の児童押されての落下事故が多い。また、誤っての落下ではなく、自分の意思での「飛び降り」による事故も少なくない。児童は身体の成長とともに運動能力も伸びる反面、自分の運動能力を過信して無理な行動をとることも多く、事故につながっている。また、その時遊具の設置面が固くなっていることで、骨折や障害の残る事故につながっているケースも多く見られる。

また、固定遊具に「衝突」しての事故も多い。鬼ごっこなどに夢中になって、転がったボールを取りに行つてなど全体を見渡す注意力の欠如による事故である。学年が上がるにつれて、遊びのスペースやスピードも大きくなるが、児童は自分たちの遊びの範囲しか周りが見えず事故につながっている。さらに、このことは他の児童との衝突事故にも見られる。

鉄棒、雲てい、登り棒といった固定遊具事故が休憩時間に多く見られるのに対し、砂場の事故は体育科授業中多く見られている。競技としては、「走り幅跳び」での手や足首の傷害である。児童の体力・技術に起因するところもあるが、教員の指導にも課題が見られる。児童個々にあった「段階的」指導が事故を防ぐことに繋がると考えている。

（2）事故防止の留意点

固定遊具は、児童にとって多様な遊びの機会を提供し、遊びを促進させたり、運動能力を高めたりすることに有効なものである。しかし、絶対安全な遊具というのは存在せず、事故発生の危険（リスク）と隣り合わせということも忘れてはいけない。しかしながら、予想される事故を少しでも減少させるためにできることはある。それを、ア 学校における安全教育、イ 学校における安全管理・組織活動の2点から述べる。

ア 学校における安全教育

固定遊具の実状調査結果からも明らかなように、ほとんどの小学校で、年度当初4月に、「学校のきまり」の学級指導の中で、校庭の使い方とともに、遊具の安全な使い方について全学年に指導している。また、事故が起きた時もその都度指導している。しかし、言葉の説明による指導だけになっていないだろうか。

指導にあたっては、新1年生については、実際の遊具ごとに実地で具体的に指導していく。順番に行うこと、濡れている時は遊ばないこと、引っかかるものを持たないことなどを、過去の事故事例を交えて指導していくことが大切である。2年生を含め低学年は危険を予測することが難しく、学んだ知識が必ずしも行動に結びつくとは限らない。

そこで、休憩時間の遊びの傾向をつかみ、よく使われている遊具については、学級指導や体育科授業において、その都度指導を繰り返すことが必要である。さらに、できれば新1年生は、体育科授業の中で遊具の運動を指導した後から、休憩時間中の使用を許可することが望まれる。

中、高学年については、冒険心が旺盛で、仲間と一緒にあえて危険を冒し、事故に遭うことも多い。遊具を鬼ごっこの障害物に使うなど、無理な使い方をするのもこの時期である。年度当初の指導は必ず行うとともに、中、高学年においても遊具遊びの状況をつかみ、その都度指導することが大切である。また、保健体育指導や学級指導を活用して、過去の事故事例を題材に、児童自身に危険を予測し安全を見通す判断力を育成する指導も必要である。さらに、児童自らが危険を発見したときは、教員に連絡したり、友人に教えたり、遊具の使用を避けたりする行動力を育てる指導を行うことも必要である。

イ 学校における安全管理・組織活動

(ア) 学校環境の安全管理・組織活動（対物管理）

学校では、通常毎月1回学校環境の安全点検を行っているが、その中に固定遊具の点検も位置づいている。その中に、固定遊具の点検も位置づいている。

遊具の点検に当たっては、「日本公園施設業協会」で安全に関する基準が設けられ、設置する場所や安全な領域の確保、遊具の設計から構造や強度などの基準に合わせて設置していることや文部科学省から出されている「学校の危険管理マニュアル作成の手引き」の中にある「遊具点検10か条」を踏まえた点検が望まれる。また、点検においては、教職員がローテーションを組み、同じ場所を同じ教職員が毎回点検するのではなく、複数の目で点検する体制が必要である。

遊具に関しては、教職員の点検だけでは限界があり、ほとんどの学校で年1回は専門業者が入っての点検も行われているはずである。しかし、変形や異常を発見したら、軽微でも直ちにその遊具の使用を中止するとともに、専門業者に連絡し、点検、修理することが必要である。

(イ) 学校生活の安全管理・組織活動（対人管理）

遊具での事故は、転落や窒息などによる意識不明や骨折など重大事故の危険がはらんでいる。そこで、遊具事故においても、他の事故と同様に、事故発生時の対処、緊急及び緊急連絡体制が活用できるようにしておく。軽微な事故においても、職員朝会や夕会の場で報告し、全学年・学級において、児童に指導する体制を作ることも必要である。

また、休憩時間には、日直など必ず1名は毎日遊び場を見回り、各学校の遊び方のルールに従って、指導を個別にしたり、ルールを守らなかった児童の情報を学級担任に知らせたりすることが必要である。

さらに、体育科授業においては、授業前に「遊具や砂場の安全点検」「設置面に応じた対策（マットを敷くなど）」を行ったり、児童個々の運動能力に応じた目標設定による指導を行ったりすることが必要である。人員が確保できれば、学級担任以外の補助

者と指導にあたることも考慮したい。

事故発生時の対応や遊具を含めた学校の決まりなどは、必ず年度当初に教職員全員で共通理解を図り、その時、昨年度の多かった事故事例を取り上げるなどの工夫も大切である。

（３）遊具の安全点検

校庭にある固定遊具は、日々風雨にさらされている。さびや緩み、金属疲労など、通常に使用していても消耗していく。目に見える部分だけでなく、内部が破損している場合もある。したがって、日々の目視点検だけでなく、定期的に専門業者による点検が重要である。

また、遊具そのもののだけでなく、周辺の安全も確保しなければならない。遊具設置面の状況、他の遊具との距離など、児童の行動から考えられる危険性を排除することも必要である。特に、次の点について十分留意し、事故を未然に防がなければならない。

ア 絡まり・ひっかかり対策

- ・衣服の一部が絡まったり、身体が引っかかったりする出っ張り、突起、隙間などを設けない。特に表面のめくれや亀裂の部分がいないか十分に点検する。
- ・突起の形状に留意し、埋め込み、蓋を被せるなど工夫する。

イ 可動部との衝突対策

- ・可動部と地面の間に、不要な物を置かず、適切な空間を保つ。
- ・可動部との衝突による衝撃を緩和する工夫をする。

ウ 落下対策

- ・遊具設置面には、遊具の落下高さに応じた衝撃吸収性能を有する素材を選定し、敷設することが望ましい。
- ・落下防止柵を設ける。その際、児童の胸から肩以上の高さを確保するようにする。
- ・登れないように足がかりをつくらない。また、近くに台などを置かないようにする。



エ 挟み込み防止

- ・身体の一部が引き抜けなくなるような閉口部や隙間を設けない。

オ その他の危険対策

- ・つまづかないように基礎部分（土台）を埋め込むようにする。
- ・遊具の表面に、切傷や刺傷の原因となる鋭い尖端、角、縁、ささくれを作らない。
- ・部品を簡単に外すことができないようにする。

カ 救助対策

- ・救助できるようにするため、内部に大人が入れるようにする。

（４）遊具ごとの指導上の留意点

児童は、遊具を本来の目的以外に多様な使い方をする。鬼ごっこやどろけいの基地、隠れ場所などにすることも多く、それが事故の原因にもつながっている。児童は周りの状況を的確に把握する能力は不十分なので、他の児童との接触や落下、衝突など、不注意から事故が起こっていることが多い。

したがって、遊具の施設上の点検だけでなく、使用上のルールや注意も日常的に指導しなければならない。できれば、学期に１回は全校朝会や学級指導などの時間を使って、映像など視覚的にも工夫して指導をするのが望ましい。

ア 鉄棒

鉄棒をうまく握れずに落下したり、回転中や飛び降りの際に他の児童と衝突したりすることが原因で事故が起こることが多い。友人と並んで使う場合はお互い適当な距離をとり、回転中は友人に近づかないなどのルールを徹底しなければならない。

また、服が巻き込まれないように、服装にも注意させるようにする。

さらに、鉄棒が濡れている時は使わない、鉄棒の周りでは鬼ごっこなどをしないなどの指導も必要である。



イ ジャンゲルジム

ジャンゲルジムは、特に低学年に人気のある遊具である。高さのスリルを味わうこともできる。

普通に使っている限りでは安全な遊具であるが、鬼ごっこをしたり、チャイムが鳴ってあわてて降りようとして事故を起こしている。また、ボールや縄跳びを持ったまま登ったり、飛び降りたりしてけがをすることもある。

周りで走り回らない、急がない、物を持ったまま登らない、飛び降りないなどの指導が必要である。



ウ 雲てい

雲ていは、低学年から中学年に人気がある遊具である。最初はぶら下がって飛び降りる程度だが、だんだん運動能力がついてくると、はしごの上の部分に乗って移動する。中には、立ち上がって歩く児童もいる。

雲ていは、ぶら下がって移動する遊具であるが、上にも下にも移動でき、途中でやめるときは跳び降りることになる。その時、着地の失敗や鬼ごっこなどで下を走り抜ける児童との接触による事故が起きている。

ぶら下がっている子に触れない、上に登らない、下をくぐり抜けないなどのルールを徹底することが大切である。



エ 登り棒

登り棒は、挑戦型の遊具である。何度も繰り返して登り、最高地点まで達成したときの喜びは児童にとって大きいものである。しかし、降りるときに手の力も気持ちも緩み、落下の勢いがついてけがをする。

登る前に、降り方の指導を事前にしておくことが不可欠である。また、1本の棒に複数で登ったり、順番待ちの児童が真下にいたりすることのないように、使用上のルールを決めておくことが大切である。



※遊具の写真は一例です。

2 幼稚園

十文字学園女子大学教授 桶田 ゆかり

(1) 事故の傾向

幼稚園における事故の傾向をまとめると、次のようになる。

遊具については、「すべり台」「鉄棒」「総合遊具・アスレティック」「雲てい」「砂場」が常に上位を占めている。年齢が上がるにつれて目標をもって遊具に挑戦したりするので雲ていや登り棒でのけがも増えてくる。事故は活発に動く男児に多いイメージがあるが、鉄棒など遊具によっては女児の方がよく遊ぶために多い。行動別では「遊具に上っていた」「遊具を通り抜けようとした」「固定遊具以外の遊びをされていてぶつかった」などが見られる。けがの部位としては、「頭部」「歯」「眼」「顎」「肘」など、上半身、特に首から上が多い。体格的に頭が重く、発達的には握力が弱い、自分の身体の動きを調整することの未熟さなどが関係していると考えられる。保育所等と事故の傾向を比較すると、保育所等では10時～11時に事故が多く発生しているが、それに加えて、幼稚園は13時～14時も事故が多い^[1]。午睡なく降園する幼稚園は、食事が終わって1日の疲れも出てくる時間にも注意が必要である。

(2) 事故防止の留意点

心身ともに成長過程である幼児は、その未熟さから事故が起きることが多い。しかし、けがを防ごうとするあまり、ルール(禁止事項)を増やし安全指導を繰り返すだけでは事故を防ぐことはできない。

幼児期は、教師や保護者に見守られているという安心感を基盤に、環境に自ら関わる直接体験である「遊び」を通して様々なことを学ぶ。安全に関しても、遊びを通して、場所、物、扱い方などの危険を実感したことを生かした日常的な安全指導を行い、危険を予知・回避する力を身に付けることが大切である。同時に、危険を避けるために身をかわす、自分の身体を支える等の運動機能の発達を促すことも事故・けがを防ぐことにつながる。そのことを意識した遊びや活動の工夫、思わず身体を動かしたくなるような環境の工夫も必要である。環境の一つとして幼児向けの絵の掲示も、幼児自身の気付きや行動のコントロールとなる。

ほとんどの幼稚園は園庭があり固定遊具があるので、日常的に固定遊具に関わる中で体験を積み重ねることができる。適切な安全管理の下、個々の幼児の発達や興味、今までの体験を踏まえた援助が重要である。

(3) 遊具の安全点検

園では、登園前・登園後に各担任が幼児の生活の場を点検・確認しているが、遊具そのものの安全対策としては、自他の園で実際に起きた事故情報を生かした点検が必要である。点検する際には、目視のみで終わらず、遊具の表面を触る・遊具を叩いて音を聞く・遊具を押してぐらつきの有無を確かめるなど、視覚・聴覚・触覚など様々な視点で確認する必要がある。幼稚園は幼児の降園後の明るい時間に多くの教員の目・手・耳で安全点検を行うことができる。「いつもと違う」という感覚を磨き、発見・改善の素早い対応が安全な園づくりにつながる。

また、園外の公園などの遊具を利用する場合も、園内同様の事前の点検と、報告による共通理解が必要である。

ア 絡まり・引っ掛かり対策

- ・まず前提として、保護者の協力を得て、紐やフードが付いている服、袖や裾の長すぎる服など、遊具に引っ掛かる可能性のある衣服は園では着用しないことの徹底が必要である。
- ・身体が引っ掛かったり衣服の一部が絡まったりするような、突起や隙間などを設けない。遊具の表面のめくれや亀裂も確認する。
- ・遊具を固定しているボルトなども含め突起の形状に留意して、埋め込む、ふたや布を被せるなどの工夫をする。

イ 可動部との衝突対策

- ・可動部と地面の間に不要なものは置かず、適切な空間を確保する。
- ・可動部との衝突を避けるため、危険範囲が分かるように柵やプランターなどを設置し、幼児の動線を変えるようにする。

ウ 落下対策

- ・落下防止柵を設ける。
- ・登る足掛かりになるようなものや、身を乗り出す踏み台になってしまうようなものを撤去する。

エ 挟み込み対策

- ・頭や足、指など身体の一部が引き抜けなくなるような開口部、隙間を作らない。

オ その他の危険対策

- ・つまづかないように基礎部分を埋め込むか、垂直に立ち上げず接地面にすりつける。

カ 救急対策

- ・万一の時に救出できるよう、固定遊具内や下に大人が入れるようにする。

(4) 遊具毎の指導上の留意点

前述したように、幼児は身体能力が未熟なため、自分の身体を支えたり自分の思うようにコントロールしたりする力が弱い。自己中心的で、人の間違いは指摘しても周囲の状況を十分には把握できない。また知的機能より感情的な機能が優先するので、楽しい・怖いなどの気持ちから普段と違う行動となる場合がある。イメージの世界で遊ぶため、現実と空想の世界が混ざり、普段できないこともできるように思ってしまう。このような発達特性から事故は起きている。

事故を未然に防ぐためにはこの発達特性を理解し、園の幼児の今までの体験や地域の実態を踏まえた安全指導計画の作成が必要である。定期的な安全指導と実際の遊びを通しての具体的・個別な指導を関連付けていくことで、安全についての構えが身に付くようにしていきたい。遊び方の約束は、園内の全教職員が共通理解し、危ない行為に対しては誰もが同じように対応することも重要である。

ア 鉄棒

鉄棒は握りが不十分で手を離したり滑ったりしての落下事故の他、鉄棒をしている友達の様子を把握できずにぶつかったり、鉄棒の下を通り抜けようとして自分からぶつかったりする事故も発生している。

鉄棒の握り方、鉄棒をしている時の友達との間隔、待つ位置などの遊び方を繰り返し指導すると共に、他の遊びをして巻き込まれたり自らぶつかったりすることのないよう、周囲での遊び方も含めた指導が必要である。

- ・鉄棒をしっかり握っているか
- ・友達との間隔はとれているか
- ・他の遊びと動線が重なっていないか



イ すべり台

すべり台は、滑り降りる爽快さから人気のある遊具である。早く自分が滑りたいために、待つ場所で押し合いになったり、先に滑った友達が滑りきっていないのに滑り始めて衝突したりという事故が起こる。また、慣れてくると下から登ろうとしたり、友達とつながって一緒に滑ろうとしたりもする。

すべり台の形状や設置場所、着地点の状況は園によって様々である。すべり台が非常用の避難経路と兼ね、普段から慣れるように使っている園もある。各園の状況、幼児の実態や年齢にあった遊び方の約束が必要になる。

- ・服がひっかかりやすくなっていないか
- ・着地面は安全か
- ・順番の待ち方、滑り降りた後の約束も守っているか



ウ ぶらんこ

園での設置が減少傾向にある遊具であるが、静止時と稼働時の状況が大きく変わる楽しさがある。反面、動くことにより周囲の幼児に事故が起きやすい。

ぶらんこに乗っている幼児は、すぐにぶらんこを止めることはできないので、待ち位置や他の遊びをしている幼児へも合わせた遊び方を意識させる指導も必要である。

- ・揺れているぶらんこの前後に幼児が入り込めないようになっているか
- ・順番を待つ場所が幼児に分かりやすくなっているか



エ ジャンゲルジム

高い所の登ることを楽しむとともに、ジャングルジムを様々な場に見立てて遊びに使うことも多い。登る時には手に物を持たない指導が必要である。

また、ジャングルジムの高さや年齢により、登っても良い高さ・飛び降りても良い高さを視覚的に示すことも大切である。

- ・手に物を持っていないか
- ・登っても良い高さ、飛び降りても良い高さが、幼児に分かりやすく示されているか



オ 雲てい

ぶら下がりながら移動することを楽しむものである。すぐには端から端まで行き着けないことから挑戦を繰り返し、達成感を味わうことができる。移動の際には、身体や足が大きく揺れる幼児もいるので、その動きが友達とぶつかることがある。また、雲ていの上部に上がることもできるため、上部からの落下や下を移動している幼児との接触なども事故につながる。自分以外の友達の位置、動きを見て自分が動くよう指導することが必要である。

- ・前の友達と間隔を空けているか
- ・下をくぐろうとしたり、上で立ち上がったりにしていないか



カ 総合遊具・アスレティック

すべり台・ジャングルジムの他、網や木製の橋や坂など様々な遊具が繋がった総合遊具・アスレティックは、遊具そのものに関わり挑戦する楽しさだけでなく、イメージの遊び場としてなど様々な発想で遊ぶ。大勢の幼児がそれぞれの使い方で関わるので、落下する、足を踏み外す、友達と押し合うような場面も起きてくる。誰がどのような遊びをしているのかを把握し、それを周囲の幼児にも伝え、友達の遊びの邪魔をしない、互いの動きに気を付けて遊ぶことができるような指導も必要である。

- ・他の友達の動きに重なる所で遊び始めているか
- ・他の友達の遊びや遊び方に気付いているか



※遊具の写真は一例です。

参考文献

- [1] 独立行政法人日本スポーツ振興センター，学校の管理下の災害[令和元年版](2019)

3 幼保連携型認定こども園・保育所等

鶴見大学短期大学部非常勤講師 森 純子

(1) 事故の傾向

固定遊具の設置状況の調査と事故の分析の結果から、幼保連携型認定こども園および保育所（以下、認定こども園および保育所）における固定遊具事故の傾向をまとめると、次のようになる。

固定遊具の設置状況の実状調査から、認定こども園および保育所の幼児が保育中に遊ぶ機会が多い固定遊具は、「砂場」、「すべり台」、「鉄棒」、「ぶらんこ」、「ジャングルジム」であった。また、「総合遊具・アスレティック」の設置率が小学校より高いことから、「総合遊具・アスレティック」で遊ぶ機会も多いことが考えられた。

事故の種類では、「遊具からの落下」、「転倒」、「遊具や他児との衝突」が多く、けがの部位では、「歯」、「頭」、「肘」、「眼」、「手・手指」、「顎」、「口」、「額」の順に多く見られた。固定遊具の種類とけがの部位の関係をもう少し細かくみていくと、幼児が遊ぶ機会の多い「砂場」、「すべり台」、「鉄棒」、「ぶらんこ」、「ジャングルジム」、「総合遊具・アスレティック」では、いずれの遊具でも「顔面」をけがする割合が最も高かった。「雲てい」、「登り棒」、「固定タイヤ」では「肘」、「上腕」、「手・手指」をけがする割合が高かった。遊具事故の多くは、乳幼児の身体機能や認知機能の発達による特徴と、固定遊具そのものが持つリスクの特徴が密接に関係して発生していた。遊具が原因でけがをするパターンは似ているものが多く、遊具ごとに起こりやすい事故の特徴を把握しておくことは事故の再発防止に有効である。

また、固定遊具の設置面への安全対策の実施状況の調査結果から、固定遊具の設置面に適切な安全対策が施されている場合、例えけがをしたとしても、骨折などの重大事故には至らずに済む効果があることが伺えた。

(2) 事故防止の留意点

ア 遊具での重大事故は防ぐことができる

自園で起きた事故やヒヤリハットのデータを収集して分析し、その結果から事故の原因を正しく把握することが有効かつ実行可能で具体的な事故防止策の検討に繋がる。また、公開されている他園などで起きた重大事故事例から学ぶことは、自園で起こった事故だけでは気付けない危険の存在に気付き、保育者一人ひとりの危険予測・回避能力を高めることに繋がる。

遊具事故を防ぐためには、収集したデータを分析する際、事故の原因となる危険を「リスクとハザード」（リスクとハザードについては、第1章 安全教育と安全管理の意義と重要性を参照）に分けて検討することが重要である。

ただし、「リスク」と「ハザード」はその境界が曖昧なものや、「リスク」の中には遊びの中で子供が抱く、挑戦心や意欲、冒険心、好奇心といった心的感情によって「ハザード」へ変化する性質のものもあることなどから、区分することにこだわり過ぎないことが大事である。そこにこだわり過ぎると、子供が保育者の想定を超えた遊び方をして

事故を起こしてしまったときに、「子供の遊び方」のせいにしがちになるので注意する。

イ 保育者の「見守り」と「遊び方の指導」だけでは遊具事故は防げない

「遊んでいる子供から目を離さず遊びを見守る」と「正しい遊び方を指導する」には限界がある。人は、誰であっても目で見ただけに反応できるまでに0.数秒かかるといわれている。保育者が「あ！子供が遊具から落ちた！」とすぐに気づいても、気づいたときに子供の真横にいない限り、チーター並みの加速力と瞬発力を持っていなければ子供が地面に着く前に受け止めることは不可能である。また、これまでに起こってしまった重大事故から、その時できる最大限の注意を払っていても、一瞬の隙をついて事故は起こるものであることを理解しておかなければならない。

認定こども園および保育所は、保育者の目が比較的行き届いている場所ではあるが、発達段階の異なる乳児から幼児までが同じ園庭で遊ぶ中、保育者は複数の子供の遊びを同時に見守ることが求められる。そのような状況の中、一人の子供から数秒目を離すことは日常的にあることである。大切なことは、子供が遊びへの挑戦に失敗したとき、保育者の見守りの目に一瞬の隙ができてしまっている、命や将来にかかわるような重大な事故が起こらないようにすることである。

そのために先ず早急に行うべきことは、「遊び環境の整備」すなわち、遊び環境に存在する「物的ハザード」と「人的ハザード」を可能な限りゼロにできるように努力することである。そして、その上で複数の子供達が同時に遊ぶ上で必要な「約束事（ルール）」を作るようにしたい。

ウ 「約束事（ルール）」は作り過ぎない、適宜見直して修正する

「約束事」は事故防止効果が高いと考えられるものの最小限とし、子供たちが守れるようになるよう根気強く教えていくことが必要である。大人でも「約束事」を守り続けることは難しいことを忘れず、次々と「約束事」を増やし子供への負担が大きくなっていないか、子供ばかりに我慢をさせていないか気を配る。

認定こども園や保育所の場合、乳幼児の心身の発育や発達の変化はめざましく、少し前までできなかったことが、気づいたら簡単にできるようになることはよくあることである。そのため、事故を起こさないようにするためには、作った「約束事」は定期的に見直し、子供の遊びの姿やそのときの保育者の力量などに合わせ作り変えていくこと忘れないようにする。

エ 「リスク」は可能な限り、子供が自ら気付けるよう分かりやすくする工夫をする

認定こども園および保育所の園庭は、発達段階が大きく異なる乳児～幼児までが同時に利用する可能性があることを念頭に置きながら対策を考える必要がある。事故の分析などから把握できた事故に結びつく可能性のある「リスク」については、保育者全員が共通理解していることはもちろんであるが、子供や保護者にも分かりやすく示す工夫をすることで、より高い確率で事故を未然に防ぐことができるようになる。以下に、子供が

自ら気づけるよう分かりやすくする工夫の一例を示す。

- ・スペースが限られている園庭の場合、0歳児、1歳児～2歳児、3歳児～5歳児などの区分を目安として利用できる遊具や時間を決めて遊ぶ。今、誰が使用しているかが分かるよう子供も見やすい場所に視覚化して示す。
- ・子供自ら自分はこの遊具で遊べるか考えられるよう、遊べる目安を示す。
- ・ジャングルジムを段ごとに色分けし、年齢別に使用できる目安として示す工夫をしている場合もある。遊具の持つ高さや空間を認識する上で色分けが役立つことがあるが、乳幼児は身体機能や認知機能の発達の個人差が大きいいため、色分けのルールに保育者がこだわり過ぎると、かえって事故につながることもあるので注意する。
- ・地面の色使いを工夫できる場合には、遊具の安全領域が明確に分かるようにすると良い。

（３）遊具の安全点検

子供が遊ぶ前に、目で見る、手で触るなどを中心とした日常の安全点検を必ず行う。点検の際は、遊具そのものだけでなく設置面の状態を忘れずに確認する。また、保育者が行う日常点検と同じくらい専門業者による定期的な精密点検も重要であり、年間安全計画に入れるなどして忘れずに受けられるよう工夫する。点検の結果、安全基準を満たしていないことが分かった遊具はすぐに使用禁止とし、問題点を改善するのが難しい場合は、撤去するなどの勇気も必要である。

園外で都市公園などの固定遊具を利用する際も、子供たちが遊ぶ前に点検を行うことが望ましい。点検の際、気になる点が見つかった場合には、問題が解決するまでその固定遊具の使用は控えるようにし、情報を保育者間で共有するとともに、速やかに公園を管轄する市区町村の担当部署へ連絡をする。

認定こども園および保育所の遊具の安全点検は、幼稚園の遊具の安全点検の留意点と重なる部分も多い。第２章－２ 幼稚園 （３）遊具の安全点検 の項で、具体的な安全対策が解説されているので活用されたい。

（４）遊具ごとの指導上の留意点

ここでは、固定遊具事故データの分析結果をもとに、発生している事故の特徴から、「砂場」、「登り棒」、「固定タイヤ」で遊ぶ際の指導上の留意点を示す。「鉄棒」、「すべり台」、「ぶらんこ」、「ジャングルジム」、「雲てい」、「総合遊具・アスレティック」については、第２章－２ 幼稚園 （４）遊具ごとの指導上の留意点 の項を参考にして欲しい。

ア 砂場

砂場では、友達が持っていたスコップやシャベルが目に入ったり、顔に当たったりする事故やすくった砂や掴んで投げた砂が目に入る事故が発生している。また、砂場の杵や掘ってあった穴、砂そのものに足を取られて転倒し、顔面や手足をけがする事故も発生している。



- ・スコップやシャベルを持ったまま急に立ち上がったたり、振り向いたりしていないか
- ・急に顔を上げたときなどに友達とぶつからないよう適度な距離をとって遊んでいるか
- ・砂を人にかけない、口に入れないよう伝えているか
- ・ガラス片や金属片、釘などが砂に混入していないか
- ・犬や猫のフンがないか
- ・子供が遊んでいるときに「これ、何だろう？」と思うものを見つけた場合、すぐに保育者へ知らせるよう伝えているか
- ・砂のついた手で顔や目をこすらないよう伝えているか

イ 登り棒

登り棒では、手を滑らせて落下し地面に手をつく、肩や肘、顔面を打つなどにより、骨折や歯牙障害などの重大事故も発生している。また、登り棒そのものではなく、鬼ごっこなどの際に登り棒に近づき顔面を打つ事故も発生している。

垂直な登り棒は、チャレンジ的要素が高く子供が挑戦心を抱きやすい。子供が自分の能力を超えた挑戦をして失敗した場合、高さがある遊具なので重大事故が発生するリスクが高い遊具であることを認識しておく必要がある。登るために必要な上半身の筋力や握力が十分でない子供が挑戦したがった場合、保育者が手伝って登らせてしまうと、うまく降りられず事故につながるがあるので気を付ける。



- ・登り棒をしっかり握れているか
- ・最上部で立てる構造の場合、立ち上がらない、ぶら下がらないよう伝えているか
- ・登れても、うまく降りられず落下することがあるため、登り方の指導だけでなく、降り方の指導もしているか
- ・降りるときは、下に友達がいらないか確認してから降りるように伝えているか
- ・登り棒をわざと揺らして遊ばない、登り棒のある場所で鬼ごっこをしないよう伝えているか
- ・登り棒の周りに他の遊びとの動線が重なっていないか

ウ 固定タイヤ

固定タイヤでは、タイヤ跳びをしていてタイヤに手をついた際、手が滑ってバランスを崩し地面に手をつき、けがをする事故や、タイヤを飛び越えられず足を引っかけ顔面や肘をタイヤや地面に打つ事故が発生している。また、タイヤの上に乗っていてバランスを崩して落下する事故や、他の遊びをしている際にタイヤにつまずき転倒する事故も発生している。



- ・タイヤが濡れていないか。また、濡れているときは遊ばないように伝えているか
- ・1つのタイヤを複数人で同時に使って遊んでいないか
- ・タイヤを跳んでいる人のそばに近づき過ぎていないか
- ・タイヤがぐらついたり、傾いたりしてないか
- ・タイヤが過度に劣化して凹んでいないか
- ・複数のタイヤを設置している場合、タイヤとタイヤの間の距離が十分確保されているか

※遊具の写真は一例です。

参考文献

- [1] 森純子，及川研，渡邊正樹．屋外遊び場における遊具事故の実態と要因の分析．安全教育学研究 2013；13(1)：3-17．